

高病原性鳥インフルエンザ机上防疫演習の結果とその検証の概要

I 演習の概要

1 実施時期

平成23年10月24日～28日（各都道府県（以下「県」という。）が、いずれか1日を選択して実施）

2 実施方法

各県ごとに、動物衛生課が指定する比較的大規模な養鶏農場1戸からHPAIの感染疑いの通報があったと仮定し、初動防疫に必要な準備に係る基本資料の作成及び防疫対応のスケジュールを作成

II 今回の演習の結果と検証

1 発生農場の防疫措置について

演習結果

- ・病性判定から24時間以内に殺処分が終了しないと回答した県は19県あり、うち12県は鶏舎の構造上作業スペースが不足していることを理由としていたが、殺処分に必要な人員の不足（10県）、殺処分に必要な資材の不足（3県）を理由とする県もあった。
- ・全県が炭酸ガスによる殺処分を想定していたが、作業開始までに必要量の炭酸ガスの調達が可能かどうか分からないと回答した県が7県あった。

今後の対応

- ・24時間以内に殺処分を終了することができるよう、必要な人員の確保、夜間の作業の継続や、限られたスペースを活用した作業手順について検討する必要。
- ・防疫資材については、各県において一定量の備蓄を行うとともに、万一の発生時における必要量の具体的な調達方法の確認を徹底する必要。

2 死体の処理方法について

演習結果

- ・埋却を想定している29県のうち、22県が自己所有地、2県が農家による購入又は賃借、5県が公有地を埋却予定地として想定していた。また、埋却予定地の現在の利用状況は23県が山林や空地などであったが、6県では畑等の耕作地として利用されていた。
- ・埋却を想定している29県のうち、病性判定から3日以内に埋却が終了しないと回答した県が5県あり、その理由としては、殺処分の終了までに3日以上を要する（3県）、埋却に必要な人員の不足（1県）、作業スペースの不足（1県）などであった。また、埋却作業に必要な重機を、作業の開始までに調達可能かどうか分からないと回答した県が2県あった。
- ・焼却を想定している17県の調整状況については、事前に処理施設及び周辺地域との調整が済んでいる県が3県、処理施設との調整のみ済んでいる県が9県、調整が済んでいない県が5県あった。
- ・焼却を想定している17県のうち、病性判定から3日以内に焼却が終了しないと回答した県が11県あり、その理由としては、焼却施設の処理能力の限界（4県）、殺処分の終了までに3日以上を要する（3県）などであった。
- ・埋却の場合には、発生農場から埋却予定地までの距離が1km未満の県は29県中23県

であったが、焼却の場合には、発生農場から焼却施設までの距離は全て1 km以上であった。

- ・移動式焼却炉の利用を想定している2県（1県は埋却も実施）については、燃料（廃材）の入手先を確認できていなかった。

今後の対応

- ・埋却地については、今後もより農場に近い場所や直ちに利用できる遊休地の確保に努めることが望ましい。
- ・埋却の実施に当たっては、作業開始時までには重機等の機材を調達できるよう、具体的な手順を検討する必要。
- ・焼却施設の利用に当たっては、地域の実情を踏まえて、処理施設や周辺地域の関係者との調整等、事前の準備を適切に進める必要。また、焼却施設までの輸送距離が比較的長いことから、病原体の拡散防止を行った上で、安全な輸送方法を採用していることを確認する必要。
- ・焼却炉の処理能力の制約から早期の焼却が困難である場合、処理の迅速化のため焼却と埋却を併用することについても検討する必要。

3 周辺農場等の検査について

(1) 発生状況確認検査

演習結果

- ・防疫指針改正前の昨年度の演習では、発生状況確認検査の対象戸数は平均53農場（最小0農場、最大459農場）であったが、防疫指針改正（移動制限区域の範囲が縮小）後の今回の演習では、平均5農場（最小0農場、最大33農場）であった。
- ・ウイルス分離に必要な発育鶏卵の確保の可否が確認できなかったと回答した県が4県あった。
- ・家きん卵出荷再開のための検査結果が採材日の翌朝までに判明しないと回答した県が5県あり、その理由としては、採材は終了するが、検査処理能力の不足などにより検査が終わらない（5県）であった。

今後の対応

- ・防疫指針の改正により移動制限区域の範囲が縮小されたことから、家畜保健衛生所の検査対象農場が10分の1になったが、大規模な発生も想定され得ることから、検査に必要な資材の事前確保等について、確認を徹底する必要。
- ・検査技術を有する職員の養成や本病発生時の適切な人員配置等に努め、より迅速に検査対応できるように備えておく必要。

(2) 食鳥処理場、GPセンター及びふ卵場の再開のための検査

演習結果

- ・関連施設の再開のための検査の対象施設数は、防疫指針改正前の昨年度の演習では、平均で4施設（最小0施設、最大21施設）であったのに対し、防疫指針改正後の今回の演習では、平均で2施設（最小0、最大13）であった。

今後の対応

- ・防疫指針の改正により移動制限区域の範囲が縮小されたことから、移動制限の対象となる施設数が半減したが、大規模な発生も想定され得ることから、今後も検査に必要な人員の確保に万全を期する必要。